

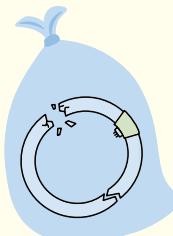
リサイクルステーション

市では、下記品目の回収をリサイクルステーションで行っています。

分別区分	出し方
衣類 ⇒20ページ	中の見える袋(45L程度まで)に入れて出してください。
蛍光管・水銀体温計 ⇒21ページ	保護紙から出して、ステーション内の専用コンテナに 出してください。※保護紙は「雑誌(その他の紙類)」
板ガラス ⇒22ページ	適度な紙箱に入れるか新聞紙に包んで、ひもで結んで 出してください。

注意事項

- 上記以外のものは出せません。
- 事業所で出たごみは出せません。
- 割れた蛍光管や電球は袋に入れてください。
- ステーションにごみを出すスペースがないときは無理に出さずに、
環境政策課まで連絡してください。



まちがって出されるもの

- | | |
|-------------------|---|
| ● 枠のついたガラス | ● 電池 |
| ● 50cm以上のガラス | ● 毛布、布団、シーツ、帯、帽子、下着などの
対象でない布製品 |
| ● 紙箱などに包んでいない板ガラス | ● 産業廃棄物(家庭では使わないような
大きな蛍光管など)と思われるもの |
| ● 割れガラス | |
| ● グロー球(3cm未満の電球) | |

リサイクルステーション設置場所

【安来地域】

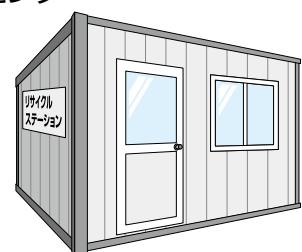
- 社日交流センター
- 十神学習等供用施設
- 島田交流センター
- 荒島交流センター
- 赤江交流センター
- 飯梨交流センター
- 能義交流センター
- 吉田交流センター
- 大塚交流センター
- 宇賀荘交流センター

【広瀬地域】

- 広瀬社会福祉センター隣
- 宇波交通安全観音像上
- 認定こども園布部隣
- 東比田交流センターや下
- 比田交流センター
- 西谷交流センター
- 旧奥田原交流センター駐車場
- 上山佐交流センター
- 下山佐交流センター
- 菅原交流センター

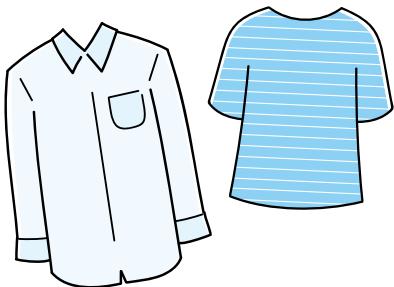
【伯太地域】

- 安田交流センター
- 伯太中央交流センター
(わかさ会館)
- 母里交流センター
- 井尻交流
センター
- 赤屋交流
センター



どんなもの? 衣類のうち、次のものが対象となります

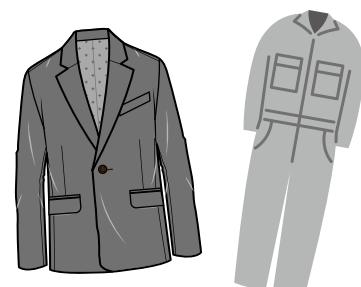
1 シャツ



2 ズボン、スカート



3 スーツ、作業着



4 上着・セーター



5 着物など



!
● 帯は対象外です。
30cm以下に切って「燃やすごみ」へ出してください。

!
● ボタンやファスナーなどは付いたままで構いません。

!
● 作業着などで名前がついている物でも出すことができます。

!
● 汚れている物は出せません。

出せないもの

- 下着
- 靴下
- マフラー
- スカーフ
- ネクタイ
- ビニール製品
- 皮製品
- 帽子
- 汚れた衣類
- 布団
- 毛布
- 布団カバー
- カーテン
- シーツ など

!
● 「燃やすごみ」「粗大ごみ」で出してください(→P7、P25)。
● 燃やすごみへ出す場合、マフラーなどの長い物は30cm以下に切ってください。



どうやって出すの?

出す前に

- 中の見える袋(市指定袋以外で可)に入れてください。
※袋は指定袋(大45L)程度までの袋を使用してください。
- 各地域のリサイクルステーションの指定の場所へ出してください。
(→P19) ※事業所は出すことができません。



蛍光管・水銀体温計

どんなもの？

1 蛍光管・電球

直管形、丸形、電球形の蛍光管、電球

- 電球の直径が3cm未満の物(グロー球)は「埋立ごみ」に出してください。
- 点灯管は金属ごみです。リサイクルステーションには出せません。
- 保護紙に入れずに出してください。
- 割れた物は中の見える袋に入れて出してください。

注意

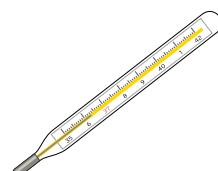
LED電球は出せません。
LEDタイプの物は「埋立ごみ」に出してください。



2 水銀体温計

水銀を使用している体温計、温度計、湿度計、血圧計

- 割れた物は中の見える袋に入れて出してください。

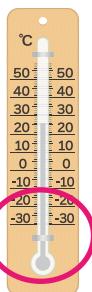


水銀を使用しているものの見分け方

- 温度表示部が銀色
→水銀使用

リサイクルステーションへ
出してください。

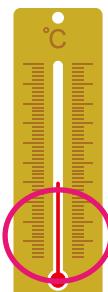
銀色 →



- 温度表示部が赤色
→アルコール使用

「埋立ごみ」で
出してください。

赤色 →



注意

電子体温計、電子温度計などは「金属類」で出してください。



どうやって出すの？

各地区のリサイクルステーションの
指定の場所に出してください。(→P19)

- 衣類を置く場所などに出さないでください。
ケガなどの原因になります。
※事業所は出すことができません。



板ガラス

分別の
POINT

枠の
ついてない
板状のガラス

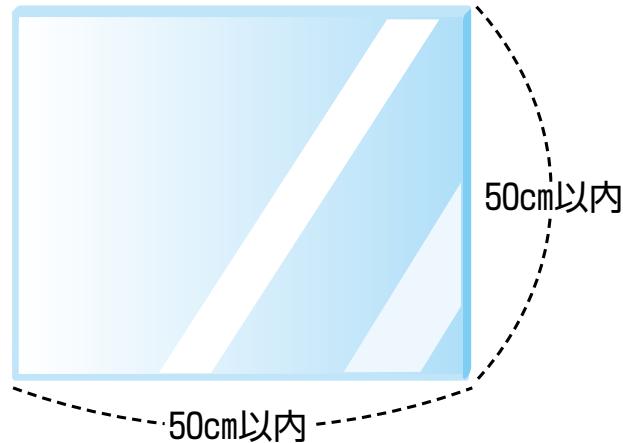
どんなもの？

1 板ガラス

枠の付いてない板状のガラス

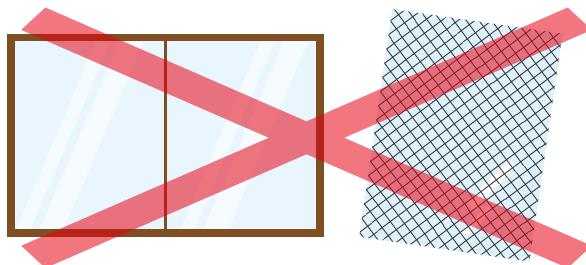
大きさは縦横50cm以内の物

- ①縦横50cmを超える大きさの物は「施設に搬入してください。(→P27)
- ②模様のあるガラス、すりガラスなど透明でない物も出すことができます。
- ③割れたものは出すことができません。
埋立ごみで出してください。



リサイクルステーションには出せません。

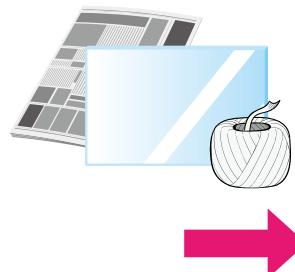
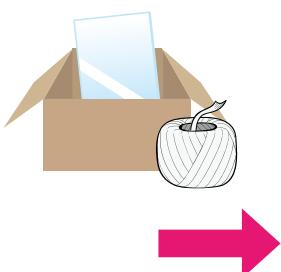
網ガラス、ガラスにアルミや木製などの枠がついている物は出せません。市の処理施設へ直接搬入してください。



どうやって出すの？

- ①適度な紙箱に入れ、ひもで結ぶ。または、新聞紙で包み、ひもで結ぶ。
- ②各地区のリサイクルステーションの指定の場所に出してください。(→P19)

- ①衣類を置く場所に出さないでください。ケガの原因になります。
- ②事業者は出すことができません。





どんなもの？

1 陶器、ガラス製品、鏡

陶器やガラス製の食器類、花びん、割れガラス、割れビン、化粧びん、ガラス製の鍋ぶたなどの耐熱ガラス、手鏡など

！割れている物はできるだけ紙箱などに入れ、指定袋に「割れガラスあり」と記入して出してください。



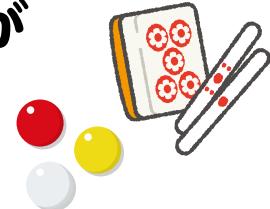
2 飲食以外のビン

化粧ビン、
薬品のビン
(飲み薬以外のビン)



3 リサイクルが難しいもの

マグネット、
麻雀パイなど

4 スプレー缶、
ガスライター、ガス缶

！出し方に従って出してください。(→P24)
！スプレー缶、ガスライター、ガス缶は
埋立ごみになります。
！スプレー缶のキャップは
プラスチック類へ出してください。

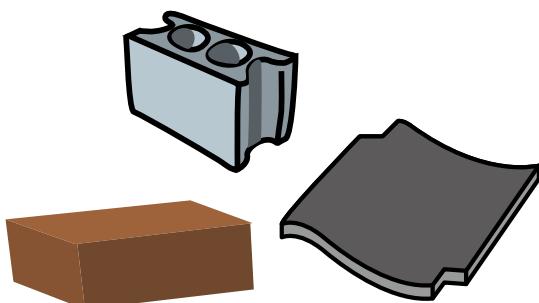
5 グロー球、豆電球、
LED電球

！3cm未満の電球またはLED電球。
！リサイクルステーションには出せません。



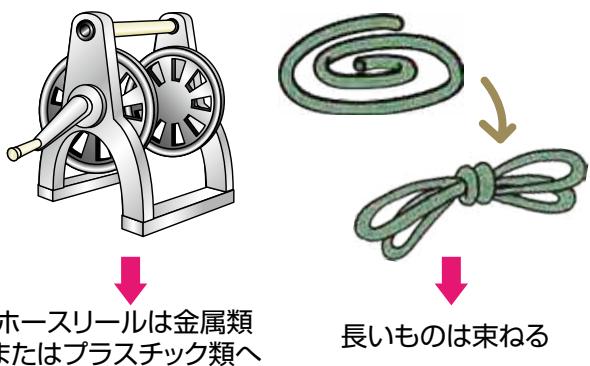
6 レンガ、ブロック、瓦

！多量に出す場合は事前に
環境政策課へ連絡してください。



7 ホース

！長さが長い物は、ロープで束ねてください。
！ホースリールはホースを切って、
分けて出してください。



どうやって出すの？

市の分別収集指定袋を使用してください。

出す前に

- 袋に自治会名と氏名(世帯主)、分別区分に○を記入してください。
- 1回に出せる数は1世帯5袋(事業所は3袋)までです。
- 1袋の重さは概ね10kg以内にしてください。



スプレー缶、ライター、ガス缶の出し方

- ①中身を使い切る。
- ②中の見える小分け袋に入れてから収集指定袋へ入れる。
- ③穴開けは不要です。



中身は使い切ってから 出してください。

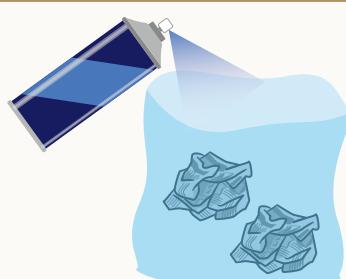
中身が残っていると爆発、発火の恐れがありますので、必ず中身を使い切って出してください。出されたスプレー缶は処理施設で袋から取り出し、資源としてリサイクルします。

古くて中身が出ないなど
処理が難しい場合は
環境政策課(TEL:23-3100)に
相談してください。



Q スプレー缶の中身はどうやって抜くの？

- A ①最近のスプレー缶は簡単にガスが抜けるような仕組みがあります。まずは説明書を読んでください。
②屋外で袋に新聞紙や布、トイレットペーパーなどを入れて、スプレーを噴射して使い切りましょう。



どんなもの?

1 粗大ごみ

自転車、扇風機、ストーブ、机、カーペット、タンス、ベビーカー、布団など

- ①部品などの分解を行わず、そのままの状態で出してください。
- ②ストーブなど燃料を使用する物は必ず燃料を抜いてください。
- ③布団やカーペットなどの大きい物は1枚ずつたたんで2・3カ所をひもで結んでください。
- ④指定袋に入る物は、金属ごみなどの定期収集で出してください。



どうやって出すの?

申し込みによる戸別収集、または市の処理施設へ搬入してください。

申し込みによる戸別収集

収集業者が粗大ごみをご自宅に回収へ伺います。

市の処理施設へ搬入

ごみを出される人が、市の施設へ搬入する方法です。(→P27)

申し込みによる戸別収集

- 年度(4月～翌年3月)内2回まで。
収集券1枚につき3個まで。
- 3月は収集の受付をしません。
※受付期間(4月～翌年2月まで)
- 収集できない物もあります。(→P26)



収集に必要なもの

粗大ごみ収集券(一枚520円※税込)

- ①収集日までに購入してください。
- ②収集券を2枚購入し、一度の申し込みで6個出すこともできます。ただし、2回分の申し込みとして取り扱いますので、その年度内の申し込みは終了となります。

【購入先】

- 環境政策課(安来庁舎)
- 広瀬地域センター(広瀬庁舎)
- 伯太地域センター(伯太庁舎)
- 各地区交流センター
(但し、十神学習等供用施設では取扱していません)

収集指定袋に入らない大きさの物

収集指定袋に入るが10kgを超える物

粗大ごみを収集するまで

① 申し込む前に粗大ごみをチェックしてください。

粗大ごみとして収集できないもの

- 長さ2メートルを超えるもの
- おおむね20kg以上のもの
- ガラスや鏡など割れ物が使われているもの
- 衛生用品(ポータブルトイレ、便器など)
- 市では収集しない物
(パソコン、家電リサイクル法対象品など)(→P30~32)
- 直接施設へ搬入されるか、
一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。



② 申し込み

環境政策課

TEL:0854-23-3100

- 月曜～金曜(祝日・12月29日～1月3日は除く)
- 3月は収集の受付をしません。

ホームページ

市のホームページからでも受付ができます。
<https://www.city.yasugi.shimane.jp>

- 住所、世帯主、自治会、昼間連絡のつく連絡先、粗大ごみの品名と数量などをお申し込みください。
- 申し込みを受けた物のみ収集します。申し込み後の収集物の変更は再度連絡が必要です。
ホームページからは変更できませんので、環境政策課までご連絡ください。

③ 収集日の連絡

申し込み後、収集業者(安来市委託)から収集日の連絡があります。

④ 収集

申込者の自宅(複階の集合住宅の場合は1階まで出してください)で収集を行います。粗大ごみ収集券を記入し、品物の一つに貼り付けて午前8時までに出してください。

- 家の中へ入っての収集は行いませんので、必ず外へ出してください。
- 申し込みから収集まで約2週間程度かかります。年末年始、大型連休などは2週間以上かかることがあります。

品物個数の取り扱い

独立している物は1個扱いとなります。

例)掛け布団と敷き布団
→2個扱いなど。

ただし、右記品目(同一種に限る)については例外として、セットで1個の扱いとします。

セットで1個と扱う品物	内 容
カーテンレールのような棒状のもの	5本以内で1個 ひもで一束にくくる(2m以内のものに限る)
ゴルフクラブ(バッグを含む)	フルセットまでで1個
スキー板(ストック含む)	スキー板2枚、ストック2本で1個
ミニコンポ	スピーカー2つ、本体で1個
座布団	5枚で1個
こたつ	天板、本体で1個

家庭ごみの自己搬入

ごみを出した当事者(本人)が、ごみを市内の処理施設まで直接持ち込むことができます。

ごみを持ち込みできる施設

施設名	休場日	所在地	電話番号
清瀬クリーンセンター	土、日	安来市清瀬町10-1	27-0727
高尾クリーンセンター	祝日	安来市清瀬町497-3	27-0053
広瀬一般廃棄物最終処分場	祝日	安来市広瀬町下山佐1473-3	32-2875
伯太一般廃棄物最終処分場	火、水、木、金、土、祝日	安来市伯太町東母里2387-6	37-0026

①年末年始も休場日となります。

②日曜が祝日の場合の振替休日も休場日となります。

出し方

搬入する処理施設へ事前に電話連絡をしてください。ごみは、28ページの分別方法に従って分別をしてから搬入ください。施設でのごみの荷降ろしは原則、当事者でお願いします。搬入する袋は安来市収集指定袋を使用する必要はありません。

搬入

【搬入時間】● 8:30～12:00

● 13:00～16:00(電話受付時間は17:15まで)

【受付・計量】

受付で搬入申請書に記入する。
ごみを乗せたまま計量器に車をのせ、重量を計測する。

【荷降ろし・再計量】

係員の指示にしたがって、所定の場所にごみを降ろした後、再度計量して、納入通知書を受け取る。

支払い

金融機関で料金を支払う。

①施設では支払えません。
②現金でお支払いください。

家庭ごみの搬入手数料 (令和7年2月現在)

料金はごみの重量によって決まります。納入通知書を発行しますので、市の指定金融機関でお支払いください。

100kgまで410円、以後50kg(50kg未満は50kgとみなす)ごとに210円加算

搬入する際の注意

多量のごみを持ち込まれる場合は事前にご相談ください。
場合によっては、搬入を制限することがあります。

搬入できる施設

分別区分によって搬入できる施設が決まっています。

分別区分	出し方	清瀬クリーンセンター	高尾クリーンセンター	広瀬・伯太一般廃棄物最終処分場
燃やごみ	中の見える袋	○		
雑紙(その他の紙類)	中の見える袋	○		
缶類(飲料用)	中の見える袋		○	○
金属類	中の見える袋		○	○
ペットボトル	中の見える袋		○	○
プラスチック類	中の見える袋		○	○
ビン類(飲食用)	中の見える袋		○	○
新聞・新聞チラシ	紙ひも		○	
本(書籍)・雑誌・冊子	紙ひも		○	
ダンボール	紙ひも		○	
牛乳パック	紙ひも		○	
衣類	中の見える袋		○	
蛍光管・水銀体温計	そのまま		○	○
板ガラス	そのまま		○	○
埋立ごみ	中の見える袋		○	○
粗大ごみ	そのまま		○	○
置	そのまま		○	
剪定枝	①(下記参照)		○	
木くず	②(下記参照)		○	
ペットなどの小動物	③(下記参照)	○		

!**袋の大きさは中の確認ができる程度にしてください。(45Lまで)**

剪定枝と木くずの搬入の仕方

①剪定枝(切り口の直径が5cm未満の枝木)

- 直径1cmを超える枝はすべて切り落として枝分かれのない状態にしてください。
- 葉を落としてください。
- 長さは2m以内にし、概ね直径50cm以内にして、ひもで束ねてください。



②木くず(切り口の直径が5cm以上の枝木)

- 長さは概ね60cm以下にしてください。
- 太さ、厚さの制限はありません。



③亡くなったペットなどの小動物の搬入

飼い犬・飼い猫などペットが亡くなった場合、市に依頼されれば一般ごみとして処理するため、遺骨の受け取りなど特別な対応はできません。

供養や遺骨の受け取りなどを希望する人は、ペット葬祭を利用するなど飼い主で対応してください。

!**飼い犬が死亡した場合は、登録抹消の手続きが必要です。環境政策課(TEL:23-3098)まで連絡してください。**

事業ごみ(事業系一般廃棄物)

産業廃棄物に該当するものは受け入れしません。

搬入できるもの

分別区分	搬入できる物の例	分別区分	搬入できる物の例
燃やすごみ	食物残さ、葉、草、作業帽子、手袋など	新聞・新聞チラシ	P18参照
雑紙(その他紙類)	OA用紙、封筒類	衣類	作業服、事務服
缶類(飲料用)	従業員の飲食に伴うもの	蛍光管・水銀体温計	受け入れしない
金属類	従業員の飲食に伴うもの	板ガラス	受け入れしない
ペットボトル	従業員の飲食に伴うもの	埋立ごみ	従業員の飲食に伴う茶碗やコップなど
プラスチック類	従業員の飲食に伴うもの	粗大ごみ	木製の机やイスなど
ビン類(飲食用)	従業員の飲食に伴うもの	畳	い草の畳
本(書籍)・雑誌・冊子	P17参照	剪定枝	剪定枝
ダンボール	P17参照	木くず	木くず
牛乳パック	P18参照		

❶上記の品物でも業種によっては産業廃棄物に該当する場合があります。

事業ごみ(事業系一般廃棄物)の収集は
「事業用ごみ収集券」が必要です。

個人・法人を問わず、事業から発生する一般廃棄物(産業廃棄物は出せません)を市の収集に出すには、市に申請のうえ、指定袋に「事業用ごみ収集券」(104円/枚(税込))を貼る必要があります。

事業ごみの収集を希望される場合は、環境政策課までご相談ください。



事業用ごみ収集券

事業ごみの搬入手数料(令和7年2月現在)

料金は重量によって決まります。納入通知書を発行しますので、市の指定金融機関でお支払いください。

100kgまで1,670円、以後50kg(50kg未満は50kgとみなす)ごとに830円加算